伊方原発をとめる大分裁判の会ニュース

第19号
2022/2/14

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034　大分市都町2丁目7-4
　徳田法律事務所気付
TEL　090-7153-8775(連絡先　森山賢太郎)
http://anti.ikata.org
E-mail:info@anti-ikata.org

四電よ、命を危険に晒すな！

再稼働＝禍根を残す重い船出

私たちの反対の声、不安を訴える声を無視し年末12月2日に四国電力は伊方原発3号機を再稼働させました。2019年12月26日定期点検入りし、直後に全電源喪失などの重大事故を立て続けに引き起こし、社員の保安規定違反にみられる危機管理体制の甘さを根本的に解決できたとは思えません、強行稼働です。四電のトラブル隠しを許さず、私たちは徹底してその動きを注視していかねばなりません。

39,214筆の署名を大分地裁に提出！

昨年12月16日の第21回口頭弁論開催に先立ち、「迅速な審理と判決を求める」大分地裁宛の署名を39,214筆提出することができました。四国電力による裁判の引き延ばしを許すことはできないこと、そして5年以上経過した私たちの裁判にかける熱意を、確実に裁判官たちに伝えることができたと思います。会員の皆様コロナ禍の状況下、困難な取り組みご苦労様でした。全国から支援を頂き本当に感謝しています。今年は証人喚問を具体化し、判決をたぐり寄せる年にしなければなりません。愛媛、広島で先行する本裁判も煮詰まってきます。さらに広島地裁新規仮処分決定（21.11.4）後の広島高裁での取り組みも目が離せません。

そして、”生業訴訟”は今年、最高裁判決をむかえる可能性が極めて高いのです。最高裁で福島原発事故について国・東電の責任が明確に確定すれば、私たちにとって非常に大きな力になります。

原発がクリーンなワケない

原発再稼働への動きが全国的に一気に強まっています。政府は原発の20～22%目標達成に向けて動いているからです。そのための理屈づけが”脱炭素、CO_2削減、クリーンエネルギー”原発のキャンペーンです。福島の放射能汚染による悲惨な現実、そして被害者の存在を否定する行為です。しかし、事故から10年を超え、出されっぱなしの”原子力緊急事態宣言”に感覚がマヒをし、マスコミ報道も激減するなかで、確実に人々の事故の記憶が風化しつつあるのでしょう。

原子力規制委員会は、40年以上の老朽原発の稼働について、例外規定を簡単に破って、美浜原発（福井県）の再稼働を認めました。規制ならぬ”推進”委員会です。さらに女川、東海第2、島根、柏崎刈羽などの動き。しかしそれぞれの地域で市民が粘り強いたたかいを展開しています。私たちは大分の裁判をしっかりと取り組んでいくことが、各地の取り組みにつながっていくことになります。

3月3日（木）第22回口頭弁論

14：00　大分地裁集合
14：30　口頭弁論　大熊みどりさん
15：30　報告会

＊裁判所による傍聴者の抽選があります
＊リーフレット配布行動13:00～JR大分駅北口30分程度。
（雨天時、コロナ禍の状況次第で中止する場合あり。その際メールで連絡します）
大勢の参加で、裁判所に私たちの熱意を伝えることが大切です、法廷を満席に！

3月6日（日）311いのちのわ集会

大分市若草公園　10：00～15：30（小雨決行）
＊裁判の会のぼり旗が目印です。
交流テントでお茶飲みに集いましょう。

＜意見陳述書２０２１.１２.１６＞

瀬戸内海を死の海にするのか

原告　日髙俊次

１　自己紹介

私は原告の日髙俊次です。大学で水産学を専攻し、３３年間地方公務員として水産業の振興に携わってまいりました。水産業にとって原子力発電所は決して必要な存在ではなくデメリットの多い存在であると思っています。更に伊方原発が事故を起こした場合、私たちの市民生活や水産業に甚大な被害をもたらすことから、事故を起こす前に一日も早く停止してほしいと思い原告になりました。

この陳述では、水産業に関わってきた立場から私の思うことを述べさせていただきます。

２　福島の事故と水産業

原子力発電所からは、他の火力発電所と同様に発電機を冷却した後の温かい廃水が大量に海に流れ出します。この廃水は取水時より７℃ほど温度が高くなっているだけでなく、配管を目詰まりさせるカキやフジツボなどが付着しないよう塩素処理を行うため、取水に含まれている他の魚介類の卵やプランクトンなども死滅し、少なからず周辺の漁場に影響を及ぼします。更にトリチウムなどの放射性物質もこの廃水に混ぜて常時海に流されています。しかし、いずれも基準値以下で流されていることから、原発からの廃水が漁業に与える影響は漁獲統計などでは確認できません。しかし原発は、ひとたび事故を起こせば、福島第一原発事故でわかるように、火力発電所などとは次元の違う甚大な被害をもたらします。

福島県沖では事故から１０年以上たった今もなお、沿岸漁業の操業自粛が続き、試験操業で漁業再開の模索が続いている段階に過ぎません。昨年度の漁獲量は事故前年度に比べてわずか２割程度しかなく、底引き網漁業、刺し網漁業などの主要漁業では漁獲量がほぼゼロです。福島の水産業は、復興どころか原発事故災害真っただ中ともいえる状況が続いています。また遠く離れた東北や関東の河川や湖などでも放射能の影響でヤマメやウナギなどの出荷制限が続いています。原発の事故がいかに水産業に甚大な悪影響を及ぼすのか、そしていかに長期に及ぶ恐ろしい事態であるのか改めて実感しています。

しかし、瀬戸内海に面した伊方原発で同様の事故が起きたら、福島とは比較にならないほど更に致命的な被害を水産業に及ぼすことが予測されます。

まず、福島の海は開放的である上に、日本海流と千島海流がぶつかる海域にあるために、東の太平洋側にどんどん海流が流れていく環境にあります。ですから福島の海に流れ出た放射性物質は、沖合にどんどん拡散され薄められていったのです。

また、空気中に放出された放射性物質は偏西風の影響もあり、多くは東の海上へ流されたのですが、事故直後の３月１５日ごろ、わずか１回風向きが変わり、陸側に放射性物質が降り注いだとされています。このわずか一回の風向きの変化が主な原因となって、福島の多くの方が今も避難を余儀なくされている大災害をもたらしました。その後、東北や関東に拡散した放射性物質は、更に広域を汚染し、遠く離れた東京都でさえ河の泥や下水処理場の活性汚泥から放射能が検出され問題になりました。今では、福島以外では陸上の放射能汚染はあまり問題にされなくなりましたが、湖や沼では今なお淡水魚から放射性物質が検出され、なかなか終息の兆しはありません。それは、一般の河川と違って湖や沼は閉鎖的な水域であり、放射性物質がたまりやすいためです。

３　伊方で事故が発生した場合の水産業への影響

さて、伊方原発のある瀬戸内海は、黒潮などの海流の影響を直接受けるわけでもなく、潮の満ち引きで少しずつ海水が入れ替わるような、実に閉鎖的な水域です。伊方原発に福島第一原発のような過酷事故が起きた場合、海に流れ出た放射性物質は多くが瀬戸内海にとどまり､海底に沈み、食物連鎖を通じて瀬戸内海の生物を汚染し続けることになります。また大気中に放出された放射性物質も、ごく一部が陸側に降り注いだ福島の事故とは違って、主に四国、中国、関西方面に降り注ぎ、雨で川に流されて最後は海に流れ込み、事故終息後も更に瀬戸内海を汚染し続けることが予想されます。

その結果、水産業に対しては、想像するのも恐ろしいような壊滅的な打撃を与えることになります。

私の住む大分市は「関あじ・関さば」の産地です。また、近くの日出町では「城下がれい」が有名です。これ以外にも瀬戸内海に面する大分県では実に多彩な水産物が漁獲されて、漁業者の生活があり、地域の豊かな食文化がありま

す。さらに、瀬戸内海の他の各県にもそれぞれに美味しい水産物があり、漁業者の暮らしがあり、それぞれの食文化があります。

しかし、万が一、伊方原発で福島のような過酷事故が起きたら、恐らく瀬戸内海全域で福島県沖のように操業が禁止され、漁業者は生活の糧を奪われてしまいます。そして閉鎖的な瀬戸内海では湖や沼の様に汚染はいつまでも続き、半減期が３０年もある放射性セシウムなどに汚染された場合、何十年あるいは何百年も深刻な汚染が続く恐れがあります。陸地の住宅地などと違い、現実問題として海は除染作業など出来ないのです。

その結果として私の住む大分では、「関あじ・関さば」をはじめとしてすべての水産物は食べることができなくなるのはもちろんの事、漁業者の生活は奪われ、佐賀関伝統の一本釣り漁業をはじめとする沿岸漁業はすべて途絶え、海の幸に育まれてきた大分の食文化も途絶え、そして二度と復活できなくなる恐れがあります。

また、瀬戸内海の各県でも、福島のように住宅地の除染作業が行われ、何年か後に再び住めるようになったとしても、海の汚染は続いたままで水産物は食用にできず、多くの地域で漁業や海が育んだ食文化が消滅してしまう可能性が大きいと思います。

ひとたび事故が起きればこのような長期にわたる悲惨な海洋汚染を引き起こしかねない原発を、瀬戸内海のような閉鎖的な海の沿岸に作ってしまったこと自体がそもそもの間違いであったと思います。

４　原発を稼働させてはならないこと

しかしながら、福島第一原発の事故でこのような事態が現実に起こりうることが充分に立証されました。
原子力規制委員会は「原発事故は絶対に起きないとは言えない。」と公言しています。つまり、不測の事態でいつ事故が起きないとも限らないわけです。ましてや、すぐそばに中央構造線断層帯が通っている伊方原発では、地震などの自然災害のリスクは他の原発より格段に高いと思います。

地震が起きた後など、必ずと言っていいほど原発は大丈夫かどうかというニュースが流されます。しかし火力発電所などが大丈夫かというニュースが流された記憶はありません。なぜ原発だけなのでしょうか。それは、原発に万が一の事故が起きては大変だ、原発ほど危ないものはないと世間の誰もが認めているという事実の証であります。これこそがまさに社会通念の現れではないでしょうか。更に私たちは常に潜在的に原発事故にビクビクしながら生活させられている事実の証でもあります。日頃意識していないだけであって、実は絶望の崖っぷちで生かされているのかもしれないと言っても過言ではないかもしれません。ところが、原発を不安に思い、原発を停止してほしいという多くの国民の願いを無視して､今なお再稼働され続けています。しかし電力は、原発以外の火力や再生可能エネルギーで、いくらでも安心して安全に作ることができます。原発でなければ絶対にダメだという理由はどこにもありません。原発を再稼働させていない多くの電力会社でも電力は足りていますし、原発なしで立派に経営できています。四国電力もこの２年近く原発が停止していても十分に電気は足りていました。私たちを事故の恐れにさらしながら、わざわざ原発を運転して発電しなければならない理由はどこにあるのでしょうか。

ひとたび事故が起きれば伊方原発は、破滅的な結果しかもたらしません。そしてその破滅的な結果と引き換えにあえて伊方原発を運転する必要性はどこにも無いと思います。原発に事故のリスクが少しでもある限り、一日も早く停止してほしいと切実に願う次第です。　以上

＜意見陳述書２０２１.１２.１６＞

司法に託された使命の放棄

広島地裁新規仮処分決定（2021.11.4）批判

原告ら訴訟代理人　弁護士　徳田　靖之

１　はじめに

平成２８年の第一陣の提訴から，５年を経過して，本件訴訟はやっと，双方の主張整理を終える段階に辿り着きました。

そこで，本日は，改めて，本件訴訟では，何が問われているのかについての原告代理人の見解を述べ，今後の争点解明のあり方について明らかにしたいと思います。

２　本件訴訟において問われているもの

⑴　本件訴訟で問われているのは，今更言うまでもなく，被告の設置した伊方原発の安全性です。
東京福島第一原発事故を持ち出すまでもなく，原子力発電所の安全性の問題は，放射能被害の甚大性・不可逆性に帰着します。

あのような悲惨・過酷な事故を二度と起こさないという

ことが，原発の安全性として求められる最低基準であることは，言わば「社会通念」であると私は思います。

しかしながら，被告は，このことを正面から認めようとはしませんし，これまでの住民側の請求を排斥した司法判断も，これを採用しようとはしていません。

一方で，被告は，伊方原発は安全であり，このような過酷事故が発生することはないとも主張しています。

本当にそうであるのであれば，その安全であるという主張の根拠を本件訴訟の原告らを含む関係住民に，わかり易く説明する責務が，被告にあるというのは，当然の道理のはずです。万一事故が発生した場合に，その被害を被るのは，原告らを含む関係住民であるからです。

今回改めて，被告が本件原発の安全性を立証するために，裁判所に提出した準備書面と証拠の量を確認してみました。私の事務所で並べてみたところ，その長さは２メートルを超えています。

これ程の膨大な証拠を提出しなければ，安全であることを説明できない安全性とは一体何であるのか，私が問いたい第１の点は，この点にあります。

考えてみれば，わが国の原発は，そのすべてが地方に設置されています。

電力を集中的に消費する東京・大阪等の大都市圏には，全く設置されていません。被告らが主張するように，それ程安全なのであれば，何故に東京・大阪等の大都市圏に設置しないのでしょうか。

これらの簡明な事実が意味しているのは，原発の安全性については，容易に立証しうるものではなく，被告ら電力会社においてもその安全性については，確信を抱いている訳ではないということだと私は思います。

以上に述べた素朴な疑問こそ，本件争点を解明するにあたって，前提事実として重視されるべきことだというべきです。

⑵　次に，本件で問われているのは，司法の果たすべき役割の如何です。

去る１１月４日，広島地裁は，新たに愛媛，広島の住民らが申立てた伊方原発の操業の差止を求める仮処分を却下しました。この仮処分は，原発の安全性に関して，難解な科学技術論としてではなく「常識に基づき，分かりやすい問題提起」として，耐震性に絞って原発の安全性を問う新たな試みとしてなされたものですが，これを却下した同地裁の決定には，司法の存在意義を放棄したというべき重大な誤りがあると言わざるを得ません。

第１に，同決定は，「司法審査の在り方」を論じて，「基準地震動策定の合理性，ひいては「超過地震発生の危険性」(四国電力が想定した基準地震動を上回る地震動が発生する具体的危険性) について，四国電力に主張，疎明責任を負わせることは，原子力規制委員会による極めて高度な最新の科学的，専門技術的知見に基づく総合的判断の過程を，そのような知見をもちあわせていない裁判所が事後にやり直すことと実質的に同義である。」として，四国電力の主張，疎明責任を否定しています。

このような判断は，専門技術的な事項に関しては，司法は関与できないとするものであり，法の支配，司法権の存在意義そのものを否定する暴論という外はありません。そもそも，専門技術的な争点における主張，立証責任に関して，わが国の司法は，例えば医療事故訴訟において，実質的な主張，立証責任の転換を可能にする様々な法理論を確立してきました。医療事故訴訟において可能であるこうした試みが，何故に，原発の安全性の立証においては妥当しないというのか，全く不可解であり，結局は，国策としての原発推進に拝跪する屈辱的な司法としての任務放棄としか言いようがありません。

第２に，同決定は，伊方原発訴訟最高裁判決の示した司法審査の枠組みについて，国及び原子力規制委員会を被告とする行政訴訟において採用されるべきであり，四国電力相手の運転差止仮処分に当てはめることについて相当ではないとの判断を示しています。決定要旨を一読して，唖然とするほかはありませんでした。原発の安全性に関する判断基準が，原発を安全であるとして設置した四国電力に対する民事訴訟と，その安全性を容認した国や規制委員会相手の行政訴訟とで異なるとするなどと言うのは，文字通り「法匪」というべき形式的な法解釈としか言いようがないからです。

第３に，同決定は，住民らが，日本国内の観測記録，伊方原発以外の原発において基準地震動を上回る地震動を記録した事実，大手ハウスメーカーの耐震実験結果等々を根拠に超過地震発生の危険性を主張したのに対して，「ある地点で観測される地震動は，地震ごとに異なる地震特性，地震波の伝播経路ごとに異なる伝播特性及び観測地点近傍の地盤構造ごとに異なる増幅特性の組み合わせによって構成される」として，これらの事実から超過地震発生の危険性があるとはいえないとの判断を示しています。まさに，本件訴訟における被告の主張を丸呑みした判断です。

しかしながら，住民らが挙げた根拠は，いずれも，これまでに発生やその存在が確認された事実です。一方で四国電力が主張する地域ごとの地震特性なるものは，一般的抽象的な原理に過ぎず，伊方原発では，他の原発と，どのような相違を生じるのかという具体的な根拠が示されているわけではありませんし，そもそも将来予測ですから，伊方原発では起こり得ないなどという根拠など示せるはずがな

いのです。現実に，基準地震動を上回る地震動を観測した原発が複数存在すること，これらの原発において採用された，基準地震動の策定方法は，伊方原発と同一であるということは，伊方原発の基準地震動の設定自体が危ういものであること端的に示しているのであり，それでもなお伊方原発は安全であり，基準地震動を上回る地震動を観測するような地震は起こり得ないのだというのであれば，そのことは，四国電力において，具体的な根拠をもって証明すべきであるというのは理の当然という外ありません。

以上から，同決定は，日本国憲法によって司法に託された使命を放棄するものであり，司法に対する国民の信頼を決定的に失わるせるものであることは明らかです。

3　おわりに

冒頭にも申し述べましたが，本件訴訟は，争点整理を終える段階に至っています。原告らは，本件訴訟において，争点を絞り，各争点ごとに，平易で簡明な論拠を挙げることに腐心してきました。裁判所が，こうした原告らの主張に対して，司法としての使命を深く自覚したうえでの判断をされるよう望んで意見陳述といたします。

以　上

広島地裁新規仮処分決定（2021 年 11 月 4 日）資料

判　決　骨　子

○　電力会社に対し、原発運転の差止めを命じるには、電力会社の想定を上回る地震動をもたらす地震が発生する具体的危険性が住民によって疎明されることが必要だ

○　過去の地震の震源や観測点の地盤の特性が地震動に与えた影響を分析し、伊方原発の地盤に合わせて補正しないまま、全国各地で実際に観測された地震動の値を引用するだけでは、伊方原発にも同じような地震動をもたらす地震が発生する具体的危険性があるとはいえない

○　民事保全手続きで原発運転の差止めの仮処分を命じるには、さらに、本案訴訟（差止訴訟）の判決確定を待つ暇がないほどに上記具体的危険性が差し迫っている事情等（保全の必要性）が必要だ

○　本件では保全の必要性も疎明が不十分だ

決　定　要　旨（抜粋）

1　事案の概要（略）

2　司法審査の在り方

被保全権利の要件として住民らが主張する「生命、身体等が侵害される具体的危険」は、「四国電力が策定した基準地震動を上回る地震動を伊方原発の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険」（超過地震発生の危険性）を不可欠の前提にしている。そして、四国電力は、原子力規制委員会への申請に当たって基準地震動を策定して超過地震発生の危険性を評価し、これらの点を含め、原子力規制委員会の審査を経て、原子炉設置変更許可（行政処分）を得ている。

したがって、基準地震動策定の合理性、ひいては超過地震発生の危険性をめぐる評価の合理性について四国電力に主張、疎明責任を負わせることは、原子力規制委員会による極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断の過程を、そのような知見を持ち合わせていない裁判所が事後にやり直すことと実質的に同義である。しかし、そのような司法審査の在り方は、福島第一原発事故の反省と教訓を踏まえた一連の法改正により、発電用原子炉施設の安全性に関する基準（新規制基準）の策定及び安全性の審査の権限が原子力規制委員会に委ねられた趣旨に反し相当でない。

また、伊方原発訴訟最高裁判決（最判平成 4 年 10 月 29 日）が示した司法審査の枠組みを原発運転差止仮処分に当てはめることも相当でない。なぜなら、新規制基準を策定した主体ではないし、伊方原発の安全性について審査した主体でもない四国電力に、原子力規制委員会がした許可（行政処分）に不合理な点がないことの主張、疎明をさせるのは相当でないからである。上記最高裁判決における判断枠組みは、国及び原子力規制委員会を被告とする伊方原発をめぐる設置変更許可処分の取消しを求める行政訴訟において採用されるべきである。

もとより、本件は民事保全事件であって、超過地震発生の危険性は、被保全権利（人格権に基づく伊方原発運転差止請求権）の要件であるから、その法律効果の発生によって利益を受ける住民らに主張、疎明責任があると解すべきである。

また、超過地震発生の危険性が推定されるとか、疎明責任を四国電力側に転換すべきであるなどということは相当ではない。

3　伊方原発の地震に対する安全性（略）

4　保全の必要性（略）

5　結論（略）

許すな再稼働！フクシマを語る　その２
「生業訴訟が問いかけること、目指すもの」　　２０２１年８月28日 JCOM ホルトホールセミナールームＬ

生業訴訟の争点
なりわい

講師：福島原発訴訟弁護団事務局長　弁護士　馬奈木厳太郎氏（オンライン）

津波は２００２年に予見できた

裁判で何が争点になっているかお話しします。事故前に事件を予見できたかどうかというと、大きな地震が起きて、それに伴って津波を生じて、それが原発の敷地の中に入って、そこに重要なものが全部地下に置かれていましたので、その重要なものが水を浴びることになって電源を失う、というような一連の流れがあったわけですね。こういった基本的なことが起こりうるということを事故の前に知りえたかということになります。特に、差止訴訟の大分の皆さん方との関係で言うと、地震の問題とか、伊方であれば火山の問題で安全性をたたかわれていると思います。

原発事故の被害補償の裁判の場合は、「国会事故調査委員会」は地震の影響によって事故が起きた事を結論として否定していないのですが、「政府事故調査委員会」がその立場でないために、もし、地震によってダメになったという主張を我々がすると、そこの認定のことだけでかなり時間がかかることになります。むしろ政府事故調のレベルでも我々としては国の責任は十分とれると判断したので、差止の皆さんからすると腰が一歩引けているということになるかもしれませんが、「地震でなく、津波によって福島第1原発はだめになった」という政府事故調レベルの闘いになります。これによって基本的な事実関係については争いがない、ということになりますので、津波によって原発がダメになったという主張をしていることをご理解いただきたいと思います。

その上で、地震に伴って大きな津波が来ることを予想できていたのかというと、私たちは2011年の9年も前の2002年の段階で予測できていたと主張しています。つまり長期評価と呼ばれるものですけど、国が法律に基づいて実施に関する推進本部の機関を設置します。これは阪神淡路大震災のあとにできたものです。一般防災に活用することを予定しているところで、地震などの一線級の研究者たちが集まってできたのです。

太平洋海溝と日本海溝沿いに南北にプレートがあります。プレートの北側と南側の端っこでかなり大きな地震があり、津波が起きたことがあります、というふうに歴史的にも確認されていますが、その場合、このプレートの真ん中のところから南の端と北の端はここにあるのですけど、真ん中だけ何も起こらない、と決めつけるのはわからない、危険ですよという内容、真ん中というのは福島県沖ということになりますけど、そういった内容のものが自然と導きだされる、これは１つの警告だと、しかも信頼できる無視できない知見なんだと。

もっと前の1990年代から、福島原発事故のときの所長の吉田さんは、福島の事故のまえの一番大きな事故は何かというと、大溢水したことがあって、それは配管にひびが入って水が漏れて、つまり水対策ができていないという教訓がすでにこの時点であったと政府事故調ヒアリングで語っています。いくつかの警告の対策はどこかでしたんですかと言うと、これは国や東電は防潮堤１か所しかないと回答します。国や東電は防潮堤で止めるという発想になります。

防潮堤は１つの対策かもしれませんが、例えば敷地のなかに水が入ってきたときの建屋の水密化、つまり防水加工ができたのではないか。建物全体が無理でも大口搬入口のような、１つだけでも防水化できたのではないかと。あるいは地下に重要なものを置いているので、地下の部分だけでも防水化できたのではないのか。部屋まるごとは無理だとしても、重要な機器のところだけでも防水化できたのではないかと、あるいは高所配置ができたのではないのかと。もう１台別のところに２台用意することもできたのではないかと。そもそも東電は多重防護というのだから、水対策だってそうじゃないですか、というのが私たちの主張です。現に東海原発は防潮堤、２Ｆの水密化など取り組んでいた、ということを主張してきました。結局どういう判決がでたか、福島地裁そして2020年9月30日の仙台高裁でも国の責任を認めさせています。

仙台高裁勝訴判決（2020年9月30日）
事故は回避できた

東電に対して

「義務違反の程度は著しい」

「知見をただちに防災対策に生かそうと動いたり、当該知見に科学的・合理的根拠がどの程度存在するかを可及的速

やかに確認したりせず、新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばししたいとの思惑のみが目立つものであったと言わざるをえない」

「原子力発電所の安全性を維持すべく、安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としては、あるまじきものであったと言わざるを得ない」これは判決としてはかなり非難をこめた表現が使われています。

国に対して

「不誠実ともいえる東電の報告を唯々諾々と受け入れることとなったのであり、規制当局に期待される役割を果たさなかった」

「一般に営利企業たる原子力事業においては、利益を重視するあまり、ややもすれば費用を要する安全対策を怠る方向に向かいがちな傾向が生じることは否定できないから、規制当局としては、原子力事業者にそうした傾向が生じていないかを不断に注視しつつ、安全寄りの指導・規制をしていくことが期待されていたというべきであって、上記対応は、規制当局の姿勢としては不十分なものであったとの批判を免れない」

これもかなり厳しい判決内容だと思います。つまり民間の営利企業だから、あまりお金をかけたがらないでしょう。わりとよくある話だし、そういったことを織り込み済みで行政としてはきちんと対処しなければいけないはずだったのに、むしろ唯々諾々と受け入れて、これでは話にならないでしょ。

今まで各地の裁判で判決が出されていますが、この高裁判決が最も踏み込んだ厳しい判決だと評価しています。

確保されるべき安全の水準とは

国の責任を認める判決と認めない判決が各地でありますが、どこが勝負の分かれ目になっているのかということについて私はこう思っています。それは確保すべき水準というのをどう設定するかで、予見しなければならないレベルが変わってきます。原子力発電所という施設の性格、そこで扱っている物質の特徴。健康とか人命にかかわりかねない。そういうことを考えた時に確保されている水準というのはどの程度のものなのか。これが高度のものになれば当然、予見しないといけないものは変わってきます。低い物と較べて同じであるわけありません。

東電の旧役員の人たちに対する刑事裁判の東京地裁判決です。なぜ無罪なのか。当時東電の知っていた認識、情報そしてそれに基づく判断。つまり「対策をとらない」という判断をしましたが、この判断について国からも文句を言われていないし、第３者からも改めたらどうかという指摘はなかった。つまり自分たちの判断について周りからダメ出しされなかったので、従って責任を問うことはできない、という言い方なのです。

生業訴訟ではそうではないのです。国は唯々諾々として従った。原子力事業者は往々にしてそういうことをやりかねないと思っていないといけない。そういったところを規制していくのがあなたたちの仕事でしょ。それを、あなたたちは何もしなかったというのは、あってはならないという言い方をします。これは案外原発の差止訴訟の話にもつながってくるのかなと思います。現行のあるいは将来に対する規制のあり方について、大きな一石を投じる判決じゃないかと思っています。

最高裁でのたたかいで問われること

最高裁で訴訟が今継続していますけれど、何が一番焦点になるのかというと“住民の命や健康よりも企業の経済的なことが優先されるような社会のあり方でいいのか”ということです。原子力賠償法の第１条はこの法律の目的を謳っています。「被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資することを目的とする」。教科書的には被害者の健康と原子力事業者の健全な発達という２つの目的を持った法律だと言われていますが、私は違うと思います。失礼な言い方ですが“金は払うから原発やらせろ”というのがこの法律の目的だと思っています。そのために国の責任あるいはメーカーの責任は問われないことだ、責任集中という言い方で原子力事業者だけが責任をとることになっています。そしてそこが積み立てをして、それで賠償が足りない場合、国が必要とあれば支援します、という体系になっています。

これは被害をお金の話に矮小化し、被害者をお金で黙ら

せる、そして原子力事業をやるというのが国家意思なのです。その中で、今回の事故、国の規制権限などをどう評価するかというところで、それぞれの裁判所あるいは高裁での判断が問われていて、例えば群馬の訴訟は東京高裁１審では勝ってきましたが２審ではひっくり返されて、国の責任はないという判断をしています。公害問題でずっと問われていたことは、住民の命や健康と企業の経済的利益とどちらが優先されるべきなのか。もっと言うとそれって天秤にかけられるものなのか。原発問題でもあらためて問われています。

それの具体的な現れとしては、先ほど申し上げました“確保されるべき安全性の水準”という問題です。原発の最高裁の判例で言うと、皆さんの取り組んでいる伊方原発の最高裁判決が「万が一にも深刻な災害が起こることがないように…」というあのくだりになると思います。そのために国は規制権限を持たされている、そこが重要だと思っています。こういった形で高裁判決までは出て、最高裁での取り組みがすすんでいることになります。

くどいようですが、私たちのこの裁判は、裁判に勝って原告の人たちに一定の賠償がなされればそれでめでたしめでたし、という裁判では決してありません。最高裁判決で勝ってそこからが勝負だろうと思います。判決をテコにして被害者、原告にとどまらない被害者を救助しなければなりませんし、原状回復について国・福島県などがすすめている“復興政策”といったもので十分だとは思っていません。

さらに原発の問題があります。私たちはエネルギーシフトというか、再生エネルギーで市場的にも十分成り立つような十分成り立つようなレベルになってきたから、エネルギーシフトしましょうねというようなことでなくて、このような事故を２度と再び起こしてはならないという道義的な観点からも、これ以上原発を続けることはありえないと思っています。そういう意味で脱原発をめざしています。最高裁で早ければ2022年に判決がでるかもしれないなと思っています。

事故から10年、風化に抗して

それに向けて2021年はどういう１年かというと、福島原発事故から10年という節目でもあります。3月11日は経過しましたが、東電は2021年に柏崎刈羽原発を再稼働させたいという事でした。事故の加害者である東電が被害者の救済がまだ進んでいないのにもかかわらず、再稼働する動きをはかっていたということがあります。また同じ被災地である東北では宮城県知事が女川原発の再稼働に同意しました。福島と同じ被災地である宮城県が10年を目途に原発再稼働にゴーサインを出したという動きです。あるいは日本原燃に対して2700億円の融資をするとか。東電はつぶれてもおかしくないのに、国からお金が入っている国営企業みたいなところがなぜそんなことができるのかわかりません。10年経つとこんな状況です。はっきり言って被害がなくなっているわけではないですが、風化も始まっています。被害が終わらないうちから風化が始まるというのは意味が分からないのですが、そんな現状です。

そんな中、第６次エネルギー基本計画でやはり原発は20～22%実施しますということになっています。
さらには老朽原発を60年延長するだけでは足りないから、アメリカみたいに80年にしましょうとか、あるいは福島原発事故で10年間ほとんど動いていないから、40年の原発寿命のカウントにはこの10年を含まない、みたいなこと等色んなことを言っています。

勇気づけられた水戸地裁判決（2021.3.18）

そうした中で私たちにとって大変力になったのは、東海第２原発についての水戸地裁判決です。水戸地裁判決は第５層の問題、つまり避難計画の実効性とかこれを支える体制の実効性のあり方などを正面から取り上げることになりました。

これは原発事故の被害者からすると極めてまっとうな判断だと思っています。なぜなら施設の安全性をはかるときに、施設の中で何かあった時に周辺の人が避難できるかどうかは、普通に考えて、当たり前の考え方だろうと思っています。

伊方原発で考えれば、伊方原発から海よりの佐田岬のところから数千人の人たちが住んでいて、船なんかで大分側のほうに避難しないといけないことになっているわけです。だから大分市街のところまで７０㌔位なので、福島市と福島第１原発と同じくらいの距離ですが、事故がおきて避難するだけでなく避難者を受け入れることも求められることになると思いますが、受入の実効性も含めて検討され

る必要があると思います。
原発再稼働の問題は、福島で大きな被害を受けた人たちからすれば、このあたりがちゃんとされないうちから再稼働やりましょう、というのは自分たちの存在が無視されているようにうつってしまう。

この生業訴訟の最高裁が早ければ2022年に出るということは福島にとってどういう意味があるのか。国は2023年に海洋放出しようとしています。それより前に生業訴訟の最高裁判決が確定し国に責任があるということになった場合、海洋放出という政府の決定にも、そもそもあなたたちに海洋放出ができるのですかという議論につながっていくと思っています。当然責任を負うべき人たちが、みんなのものである海に、誰だって放水できないと思いますが、特に責任を負うべきあなたたちが何で放水できるのですか。これは福島で大きな問題になっていますが福島だけの問題ではありません。

差し止め訴訟、生業訴訟は車の両輪

もう一つ、やはり被害救済のたたかいと原発再稼働差し止めのたたかいは、いわば車の両輪だと思います。その意味で最高裁判決は非常に大きな意味を持ってくると思います。過去の国の姿勢を問うだけでなく、将来に対しての国の姿勢を問う裁判であると思います。元々が原告の人たちからすれば、福島原発事故後にさすがに原発はやめるだろうとほとんどの人は思っていたのに、ところが国は責任をとらない。誰も責任取っていないです。原発もやめない。

311というのは第2次世界大戦あるいは太平洋戦争が終わったということ、それ以降の歴史において“第2の戦後”ととらえている人たちが少なからずいらっしゃいます。そもそも戦後、戦争責任取っていないじゃないですか。無責任体制と呼ばれているじゃないですか。その時に311についてもまたか、これはダメだよねという人が少なからず福島にいます。また、放射線物質によって汚染された福島を、残念ながら次の世代に汚染されたまま渡さないといけない。その時にただ渡すだけだとか、大人としての責任というものを、これは事故に対する法的な意味の責任、大人として福島に生きている責任、残念ながら次の世代に汚染された大地を渡さないといけない。何もしないということはあり得ない、ということで原告になった人たちもいらっしゃいます。主権者としてあるいは主権者らしさを追求している。声を上げると言うことはそういうことなのだという方々が少なからずいます。つまりこの裁判は、もちろん損害賠償を求めていますけど自分のためだけに頑張っている裁判ではないです。原告になれなかった人たち、あるいは次の世代の人たちの声を上げているということでもありますし、それを、やはり責任をとってもらわないと、こんなのを繰り返されたらたまらない、つまり自分たちで被害者は最期にしてくれという思いはあります。

日本憲法を実践する取り組み

そういう意味で原告団の取り組みは憲法を実践する取り組みであると思います。日本国憲法の前文を引用します。
「**政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する**」

決意したのは誰かというと国民じゃなくて、つまり国民主権じゃない戦前、政府の行為によって酷い目にあいます。自分たちが主権者になる、それは決意とともに主権者であるということを言っていて、戦争の惨禍が起こらないようにするとはつまり戦争など起こさせないようにする、そのために自分たちは主権者になる。

“禍（わざわい）”というのは国民に不幸をもたらすようなものと捉えれば、原発事故こそは“惨禍”だと思っています。そういう意味で、国民に惨禍、わざわいを起こらないようにすると、その歯止めが国民であり主権者なんだと。それを文字通り、事故が起きてしまってからしか気づくことができませんでしたけど、繰り返さないための取り組みとして生業訴訟の原告の皆さんが取り組んでいる。その根底には深刻な被害があるからこそでもあります。これまでの水俣とかイタイイタイ病とかは健康被害が生じてから裁判が始っています。それでは遅いという思いであったので、2013年に事故から2年目、健康被害の話を特段しているわけではないです。しかし全体救済という中では医療の問題は当然救済することになるので、将来を見越して取り上げているという問題意識。それは先人たちの取り組み教訓に学びながら、私たちはこの生業訴訟をすすめているということでもあります。

原発事故の取り組み、例えば弁護士と脱原発に取り組んでいる弁護士との交流が必ずしも活発だったとは言えなかった面があります。それは原告の皆さん同士においても同じだったと思います。今日のような機会はありがたいと思いますし、大分の訴訟において生業の原告の方が証人として呼んでいただけることは大変貴重な機会であると思っています。原発事故の被害者と、原発の差し止めを求める皆さんたちとの連携がますますあらたまっていけばいいなと思っています。そうした取り組みの一環として被害者救済のなかで脱原発の方向が確実なものになるということが求められていると思います。（了）

伊方原発と山口県「上関」原発計画
中国電力が 1982 年に計画、40 年間のたたかい

随想　瀬戸内と原発（2）これほど原発が似合わない海があろうか！

大原　洋子

瀬戸内海の地図を開く。沿岸は 1 府 10 県に及び、流域人口 3,000 万人は東京湾のそれより多い。このような場所に原発をと考える者の頭の中が、私には到底理解できない。

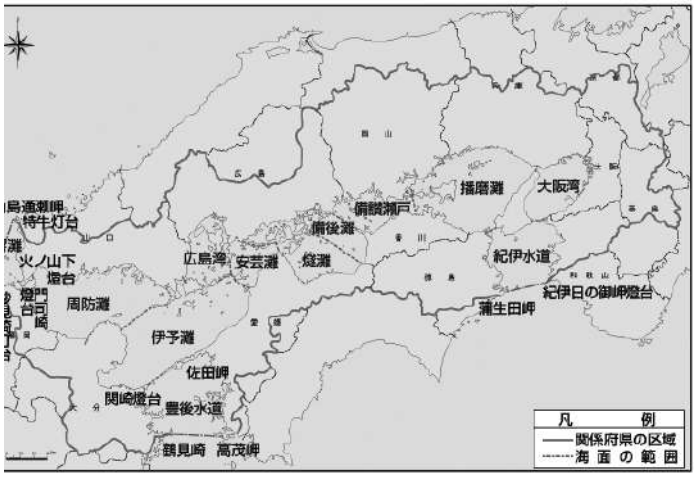

1960 年に早々と候補に挙げられた兵庫県御津町 (現・たつの市)、1970 年の岡山県日生町 (現・備前市)、徳島県阿南市・和歌山県日高町…、瀬戸内には他にもねらわれた場所がたくさんあったのだ。（徳島・和歌山の反対運動を描いた映画『シロウオ』がネットで無料公開されている。海と縁の深い人々が、「温排水が漁業に与える影響を危惧して反対した」等、自分の言葉で語る優れた作品だ。そう、排水口からは 7 度もあたたまった膨大な温水が閉鎖性水域に流れ続けるのだ！生態系を侵すのは確実だ）

伊方原発の長～い歴史

右の年表にあるように、日本で原子力予算が通った 1954 年の 2 年後に四国電力は調査研究を開始。そして、こともあろうに瀬戸内海の西端、細く切り立った佐田岬に原発をつくったのだ。狭い土地だったが、当初 2 基の予定だったため許容できるものとして。しかし、1980 年に増設を県に要請。敷地を広げるため山を切り崩してつくったのが 3 号機だ。
『瀬戸の花嫁』を口ずさんでいた 1970 年代、地下ではさまざまな工作がなされていたわけだ。

裁判については、1、2 号機とも設置許可の翌年に提訴し、長い闘いを続けたが、理不尽にもいずれも敗訴。3 号機については、ご存じのとおり 4 カ所で闘われているが、トップバッターで 2011 年 12 月に提訴した愛媛訴訟はすでに 10 年を超している。

伊方原発年表

1956	四電が適地の調査研究を開始
1970/9	複数の候補地から伊方に決定
1972/11	1 号機原発設置許可 56 万 kW
1977/9/30	運転開始
2016/5/10	運転終了、廃炉決定
［裁判］1973	提訴
1992.10	最高裁判決　原告敗訴
1977/ 3	2 号機原発設置許可 56 万 kW
1982/3/19	運転開始
2018/5/23	運転終了、廃炉決定
［裁判］1978	提訴
2000.12	松山地裁で棄却敗訴
上告せず	
1979/3/28	スリーマイル島原発事故
1980	四電、増設を県に要請
1986/4/26	チェルノブイリ原発事故
1986/5	3 号機原発設置許可 89 万 kW
1994/12/15	運転開始
2010/3	プルサーマル発電開始
2011/3/11	福島第 1 原発事故
［裁判］	2011.12 提訴 (松山地裁)
以降、広島・大分・山口と続く	
1988/ 2	出力調整実験・反原発運動の高まり
6/25	米軍大型ヘリ尾根に激突

1 号機（1977 ～ 2016）、2 号機（1982 ～ 2018）と、どちらも 40 年足らずで（定検や福島原発事故以降の停止で実働はもっと少ない）廃炉が決定。現在、3 号機 (1994 年～) の 1 基となった四電は、脱原発達成への最短距離にいる。

原発計画に翻弄された上関の 40 年

一方、ヒロシマに本社を置く中国電力は、1970 年 2 月の島根原発建設着工に前後して、日本海沿岸の何カ所かで原発立地を企てた。山口県内では、田万川町 (現・萩市)、萩市三見、豊北町 (現・下関市) でその動きがあったが、すべて頓挫。ただし、豊北町長選挙で推進派が負けた 2 日後の 1978 年 5 月 16 日、山口県は原発がないのに原子力発電関係団体協議会に加入という置き土産が。(これは原子力発電所等の立地道県で設立された団体だが、原発を擁す

る静岡県が2012年8月10日に脱退し、現在13道県）

1982年6月に上関町に原発計画が浮上した。数々の失敗に学んだ中電はあらかじめ町の有力者を味方につけ、1988年9月、町が誘致するという形となった。伊方原発をつくる過程で筆舌に尽くしがたいことがなされたように、上関でもひどいことが横行した。そして地域の分断。祝島では、仲のよかった島民同士が顔も合わせなくなり、千年続く伊予灘を渡る神舞（かんまい）も2度の中止を余儀なくされた。「幸福な家庭は皆同じように似ているが、不幸な家庭はそれぞれにその不幸の様を異にしているものだ。」とトルストイは書いたが、原発がもたらす不幸は全世界で同じ顔をしている。

上関の40年も語りつくせないが、重要な局面が何度もあった。ことに2001.4の知事同意（6分野21項目の条件つき）を受け、2001.6 経産大臣が電源開発基本計画を決定、2005.2に国の重要電源開発地点に指定されたこと、2009.10.7中電が、田名埠頭のブイではなく島根原発からの2基のブイを海に設置して「埋立工事開始」を発表し、県が受理したこと、知事の公有水面埋立免許延長（14万㎡は、すべて中電を後押しするものだ。

数々の裁判が棄却され、係争中のものは一件もない。逆に、海を愛する4人を被告として中電が訴えた「スラップ訴訟」は悪らつ極まりなかった。

計画浮上から間もなく40年。計画の終焉を見届けることなく無念のまま鬼籍に入った方も多い。「埋め立てや原発が一日たりとも脳裏から離れない」と祝島島民の会の清水代表は吐露する。北陸電力・珠洲原発は28年後に凍結、中部電力・芦浜原発計画は36年後に北川知事が白紙撤回。上関原発計画は昭和の時代の遺物なのだ。いいかげん成仏願い、もうこれ以上住民を苦しめないでほしい！

北陸電力・珠洲原発計画	1975～2003/12/5 ２８年後
中部電力・芦浜原発計画	1964～2000/2/22 ３６年後
中国電力・上関原発計画 137.3万KW×2基	1982/6～ ？年後

本気で海を守るなら原発ノー！

伊方・上関の2カ所は、よくもまあこんなところにと思う場所だ。SDGｓで「海の豊かさを守ろう」などと声高に叫ばずとも、自然とともに身の丈に合った生活を営み、早寝早起きで電力使用量の少ない人々が暮らす。原発、これほど都市と地方のいびつな関係をあらわしたものもないと思う。

ことに原発立地点のうち、上関原発予定地ほど、行きづらい場所はないのではなかろうか。公共交通機関の利用は無理、車でかなり走った挙げ句（「原電を妨害する人は上関町に来ないで！」という看板がコワイ）、駐車もしにくいし、下車し、急な細い道をひたすら下らなければ行き着けない。（帰りは当然上りが続く）

予定地・田ノ浦を見たことがある上関町民はどれぐらいいるか。普段は行くことも目にすることもない深い緑、そして命を育む海が、どれほどのすばらしさを秘めているか、その価値を知る者は多くない。

しかし、4キロ足らずの至近距離に住む祝島島民は違う。予定地は集落の真ん前、毎朝おてんとうさんを拝む位置。まして、この海はタイを初め、生き物の宝庫。スナメリにカンムリウミスズメ…いろんな希少生物の育つ奇跡の海なのだ。

原発反対は命の賛成運動

40年間、祝島住民が生活を犠牲にして闘ってこれたのは、連綿と続いた命を未来につなげたい、その素朴な思いからだけなのだ。彼らは報道でよく語られる「反対派」ではなく、命を壊してくれるな、原発のないままがいいという「命の賛成運動」をしているのだ。

高齢化し数も減ったが、祝島漁民は漁業補償金約10億8千万円の受け取りの受け取りを拒否し続け、昔どおりの漁を続けている。ひじきやビワ茶が届くたびに、みんな元気でいてねと思う。

昨年6月に現地に行った。柵など中電の人工物のふえた砂浜にごみが堆積しており、何袋にもなった。特に牡蠣の養殖で使ったプラスチックの破片の多さに唖然とした。効率を優先して海を壊す行為は、決して原発と無縁とは言えない。懐の深かった海でさえ、堪忍袋の緒はとうに切れている。海が嫌がる行為―戦争や核、汚染等は間違っている、そう思う。

私は比較的海に近いところに住んでいるが、そういえばこの町の海から遠ざかっているなあと気づいた。車で簡単に行けるのに生活の中に海がないのだ。暖かい日に時々は瀬戸内海に立ち寄ってみよう、と心に決めた。

※上関と海に関しては、上関の自然を守る会、
環瀬戸内海会議等のブログがあります。　了

編集部メモ

「原発事故被ばくの影響で発病」

甲状腺がん 東電を提訴へ

当時福島在住 17～27歳の6人

小児甲状腺がんを発病したのは東京電力福島第1原発事故による放射線被ばくの影響だとして、当時福島県に住んでいた17～27歳の男女6人が、東電に計約6億1千万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こすことが19日、分かった。弁護団によると、原発事故と小児甲状腺がんの因果関係を問う集団訴訟は初。27日に提訴する。弁護団が東京都内で記者会見し、明らかにした。

6人は事故当時、幼稚園の年長～高校1年で、4人は福島県内陸部の中通りに、2人は会津地域と相双地域に居住。現在は福島、東京、神奈川の各都県で暮らしている。

6人は2012～18年、福島県が18歳以下の子ども約38万人を対象に実施する任意の検査などで甲状腺がんと診断され、うち2人が手術で甲状腺の片側を切除し、4人は再発により全摘を余儀なくされた。肺などに転移し、放射線治療を受けた人もいるという。

弁護団は、6人全員が相当量の被ばくをしており、がんと原発事故には因果関係があると主張。1人当たり8千万～1億円の賠償を求める。

井戸謙一弁護団長は記者会見で「全員が10代でがんになり、進学や就職、結婚などに困難が生じている。福島では事故後300人近い子どもが甲状腺がんと診断されており、被ばくとの関係を検証して早急に救済すべきだ」と話した。

東電は「訴状が送達された場合には、請求内容や主張を詳しく聞いた上で誠実に対応したい」とコメントした。

大分合同新聞 1.20

□議会「請願」取下げ始末記とお礼

９月議会を前にして、伊方原発３号機再稼働予定日が迫るなか、反対の声を上げてもらうべく、県議会議員、大分市議会議員の皆様に理解を求め、紹介議員にもなっていただきました。議会内力関係を見る時、再稼働反対請願の「採決」に持ち込まれれば否決されることはやむをえないと覚悟していましたが、とりあえず９月議会で保留の扱い。しかし、12月２日に３号機再稼働という情勢を受けて、12月議会で請願取下げの手続きを行いました（12月２日第４回運営委員会で決定）。関係議員の皆様、委員会傍聴に駆けつけた皆様にお礼申し上げます。無論これで終わったわけでなく、今後とも状況に応じてこのような取り組みを行いたいと思います。（森山）

□１月２２日深夜未明、最大震度５強の日向灘沖地震に恐怖

すわ、南海トラフ地震か！６年前の熊本大分地震以来の大きな揺れ。深夜１時過ぎ、突然の強震動に起きることもできず、おさまってテレビをつけたのですが、日中であれば物に捉まらないと立っておれなかったと思います。震源はＭ６．６で日向灘沖。南海トラフ地震がいよいよ近づいているのかも知れません。玄海、川内は正常運転というのだが、伊方は点検中。まず止めて、入念な点検をし、その後に運転再開が物事の基本であるが、原発はそんな臨機応変のできない、骨董品みたい代物だ。伊方は本当に何もなかったのだろうか。（森山）

□映画「大地を受け継ぐ」

日時　５月14日（土）14:00～16：00
大分市アイネス２Ｆ　参加費　検討中
生業訴訟の原告である福島県須賀川市で農業を営む樽川さん（父親は311直後に悲観して自殺）を主人公にした必見のドキュメンタリー。馬奈木弁護士が企画しました。
是非見てください。

□「裁判官はなぜ誤るのか」 秋山賢三著　を読みました。

今の司法制度の中に、裁判官が間違った判決を書いてしまう仕組みが沢山あると書いています。例えば、次々と出てくる審理をどれだけ早くさばくか、というノルマ。大量の資料の読み込み、３年ごとの転勤。上司からの圧力と評価。市民との交わりを極端に制限された生活環境などなど。同情したくなるような実態です。弁護士さんなどの経験をある程度重ねてから判事になるしくみを作っている国もあるようです。 伊方原発裁判の判決も近いと聞きます。歴史に残るような賢明な判断を期待します。（脇元）

□編集後記

いろいろな事情で、勤務先事務所が移転することになった。引っ越しも大変だったが、一番大変だったのが事業所移転に伴う役所への届け出の数々。税務署に届け、年金事務所に届け、監督署に届け、ハローワークに届け。という訳で事務所の荷物がまだ片付いていないのです。（藤田）